令和8年11月12日

質 問 回 答 書

件名	高圧蒸気滅菌装置の点検整備及び性能検査の立会い

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	弊社が元請けとして契約、工程調整、作業管理等を行い、専門的な高圧蒸気滅菌装置の点検整備および性能検査への立会いについては、必要な資格・実績を有する協力会社へ再委託する形での参加は可能でしょうか。	再委託は認めておりますが、請負契約条項第10条に記載のとおり、仕様書に記載の業務内容を一括で協力会社へ再委託することは禁止しております。
2	技術審査に必要な提出資料において、参加事業者に過去3年間で10件以上の同種業務実績が求められておりますが、弊社が元請けとして業務管理を行い、実際の点検整備を担当する協力会社が当該実績を有している場合、協力会社の実績をもって要件を満たすことは可能でしょうか。	可能です。
3	仕様書では、点検整備および性能検査への立会いを行う作業者にボイラー整備士の資格が必要とされております。 こちらについて、協力会社に所属する資格者を配置し、その方の資格証および実績資料を提出する形でも問題ございませんでしょうか。	問題はありません。
4	上記のような形での参加が可能な場合、再委託の事前承諾に必要な書類や、技術審査時に提出すべき資料についてもご教示いただけますと幸いです。	再委託の事前承諾に当たっては、契約相手方からの「再委託承諾願」のご提出を受けて、機構内稟議の上で再委託を承諾といたします。 一方で、技術審査に関しては、現時点では入札説明書に記載の内容から追加で要求するものはございません。ただし、不明な点等があれば別途照会することがあります。